

花巻市立石鳥谷中学校 いじめ防止基本方針

平成26年7月30日策定

令和4年3月22日改訂

I いじめに関する基本的な考え方

1 「いじめ」の定義

「いじめ」は、「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けた（インターネットを通じて行われるものを含む）ことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義する。具体的には、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、学校の内外を問わず、いじめられた生徒の立場に立って行うこととする。

2 いじめ問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた生徒だけではなく、安心して学校生活を送っている生徒全員の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を及ぼす恐れがある。

従って、本校ではすべての生徒・教職員がいじめに対しての認識をしっかりと持ち、いじめに対して素早く気づき、対処、対応できるような対策を行い、いじめを許さず、また、いじめについて情報収集や共通理解をしながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。

3 いじめ防止の基本姿勢

いじめは人権の侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域の方々・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

また、いじめが疑われる状況が発生した場合は、全職員体制で適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

II いじめ問題に係る学校組織と教職員研修

1 いじめ問題に係る学校組織

(1) いじめ防止を効率的・効果的に行うため、「生徒支援委員会」を設置する。

(2) <構成員> 校長 副校長 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事
養護教諭 学年主任 SC SSW その他必要なメンバー

(3) 「生徒支援委員会」（支援会議）は週1回を定例として開催し、生徒指導・いじめ事案発生時には必要に応じて緊急開催とする。

2 いじめ防止のための教職員研修等

- (1) いじめ防止対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上に努める。
 - ① 職員の感性として、子どもの声に耳を傾け、心の叫びや言動の裏側にある感情を読み取る力等を磨く。
 - ② 同僚性として、職員室を子どもの問題を自由に気兼ねなく語り合う場に、同僚との学び合いを通して職員の日常的な研修の場とする。
- (2) いじめに関わる校内研修会 年1回(7月)
- (3) ハイパーQ Uによる学級・自己診断 年1回(7月)

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

1 いじめ防止の日常的な取組

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめ防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、生徒会活動の充実を図り、校内外問わず教育活動の時間を利用し、「生活向上月間」を年に数回展開する。また、生徒会活動において、生徒自らがいじめ問題について考える場として「6月1日花巻市いじめ防止を考える日」をはじめ通年での活動を行う。更に毎月11日は「被災地に思いを寄せる日」として取組をし、命の尊さを考える機会とする。
- (4) 学級学年・地区懇談会、学校運営協議会等で生徒指導の実態に係る情報提供と情報収集を年に2回以上行い、隠蔽等の誤解を受けない透明性のある体制を維持する。
- (5) 各教科等の学習の場においては、生徒同士のグループの観察指導や躁鬱状態の傾向を有する生徒の個別観察相談を行う。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、外部講師を招き携帯電話やインターネット等の情報モラル教育について生徒や保護者とともに学習する場を設定したり、通信等を活用して保護者に情報を提供したりしながらネットによるいじめ防止のための啓発を図る。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめを早期に発見するために、在籍する生徒を対象にして定期的ないじめ実態調査を実施する。(年3回以上)
- (2) いじめ実態調査実施後は学級担任との面談を速やかに実施するとともに、情報を全職員で共有し、全職員体制で継続的に指導を行う。(生活記録ノート・生活アンケート)
- (3) 生徒及び保護者がいつでも気軽にいじめに係る相談を行うことができるように、窓口教員の設置などの相談体制を整備する。

IV いじめ問題発生時の取組と措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに客観的事実関係の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをすぐにやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する寄り添い支える支援体制と、いじめを行った生徒へ自らの行為の責任を自覚させる指導等とその保護者への助言を全職員体制で継続的に行う。また、いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題と考えさせ、いじめを誰かに知らせる勇気を持たせる指導支援を行う。
- (3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と速やかに連携して対処する。
- (6) インターネットによるいじめが発覚した場合は、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性により校内だけで解決できないことがあるため、必要に応じて警察等の関係諸機関と連携して対処する。
- (7) 職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- (8) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為（心理的、物理的な影響を与える）が少なくとも3か月の期間止んでいる。
 - ② 被害生徒及びその保護者が心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

V いじめによる重大事態への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

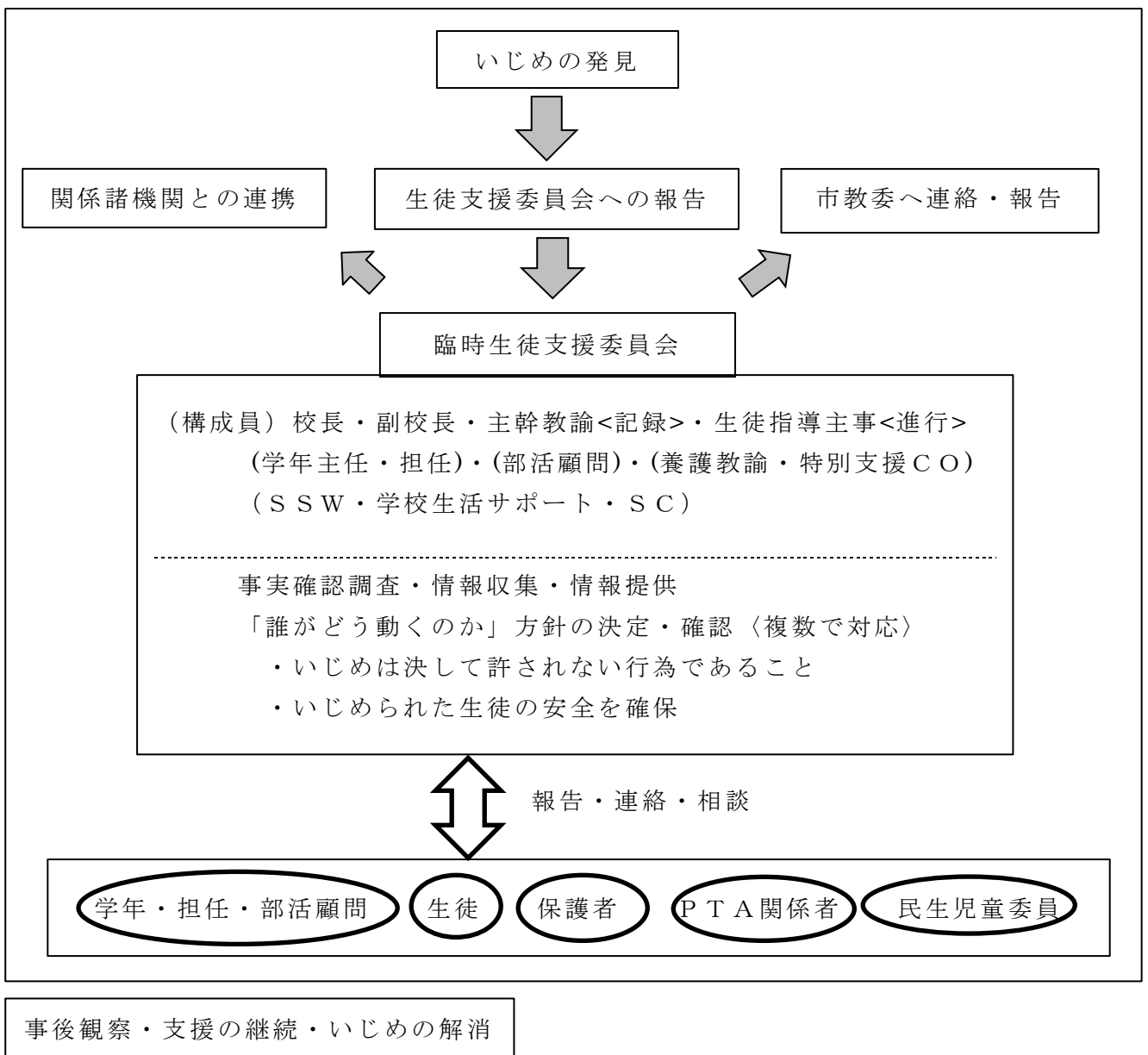
- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。また、重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 「生徒支援委員会」の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) いじめに係る情報を適切に記録し、調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 学校評価

いじめを隠蔽せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の4点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止に関する取組を行ったか。
- (2) いじめの早期発見に関する取組を行ったか。
- (3) いじめに関して早期対応を組織的に行ったか。
- (4) いじめに関して全職員で情報を共有し、共通理解して取組むことができたか。

VII その他 (校内体制)



※事後のチェック体制の強化(3ヶ月間継続して日常観察・情報交換・SCとの連携)